

## 令和5年度福井県介護人材「活用」推進事業（複数事業所の連携）モデル事業所募集要項

### 1. 背景・目的

現在、介護業界では介護人材の必要数が大きく増大しているところであり、将来的には人材不足の課題がより深刻化する見込みである。こうした中、小規模な事業所が多く存在するといった介護業界の特性も背景に、介護人材の需給逼迫といった課題に加えて、管理部門の人的資源や財務資源が限定的であるという課題も顕在化しており、実際に人材確保・定着・育成や事業所としての新たな取組みが困難になっているという状況が散見されるところである。

こうした背景を踏まえ、福井県では、若者から選ばれ、様々な世代の方が働き続けられる職場環境づくりの一環として、介護現場における多様な働き方の導入を支援し、介護業界の魅力向上を図るため、県内の複数のモデル事業所の連携による人材確保・育成を実施するとともに、県内の事業所の参考となる新たな連携・就労モデルを創出し、県内事業所への横展開を行う。

### 2. 事業内容

本事業の事業運営支援を受託する株式会社日本総合研究所（以下「日本総合研究所」という。）は、昨年度および本年度に採択された介護事業所（以下「モデル事業所」という。）に対するコンサルティングなどを含め、事業全体の運営を支援する。

モデル事業所は、特定の連携内容につき実施計画を策定し、日本総合研究所の指導・助言を受けつつ、モデル事業を実施する。なお、モデル事業所は中間報告および最終報告を取りまとめ、最終的な本事業の取組みに係る他の県内事業所への横展開に寄与することとする。

具体的に想定される複数事業所の連携による人材確保・育成等の取組み内容は以下の通り。

- ・ 人材確保・育成（例）
  - 採用・募集の共同実施
  - 事業所間の人事交流
  - 外国人材の共同受入
  - 共同研修の実施
  - 現場実習の共同受入 等
- ・ 物資購入（例）
  - 介護用品（消耗品、薬剤等）の一括購入 等

### 3. 事業の効果

複数事業所連携の取組みを通じたモデル事業所におけるメリット・効果としては、主に以下のような事項が挙げられる。最終的には、取組成果を他の県内事業所に横展開し、介護人



- ・令和5年8月中旬 : 事前ヒアリングの実施・実施計画書提出

#### <事業開始～事業終了>

事業開始後、速やかにモデル事業所および日本総合研究所でキックオフミーティングを実施し、本事業のゴールと進め方の認識共有、複数事業所連携に関する研修等を行う。その後、事業を実施しつつ、事業進捗については定期的に日本総合研究所とモデル事業所の間で確認する機会を設ける。

なお、令和5年11月頃を目途に中間報告を、年度末に最終報告を行う。

- ・令和5年8月下旬 : 事業開始・キックオフミーティング
- ・令和5年11月頃 : 中間報告
- ・令和6年3月 : 最終報告・事業終了

## 5. 事業説明会

事業説明会の概要は次の通り。あわせて以下の福井県 HP も参照すること。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/fukusuujigyoushonorenkei.html>

- 開催予定日 : 令和5年7月19日(水) 13:00～14:00
- 開催方法 : Microsoft teams によるオンライン開催
- 参加申込期限 : 令和5年7月14日(金) 17時
- 申込方法 : メールによる申込(宛先・留意点は下記の通り)

株式会社日本総合研究所 担当:長谷川、板花

e-mail : [200010-fukui-kaigojinzai@ml.jri.co.jp](mailto:200010-fukui-kaigojinzai@ml.jri.co.jp)

※件名は「説明会参加申込:福井県介護人材「活用」推進事業(複数事業所の連携)」とし、メール本文には、①事業所名、②出席者名、③申込者連絡先(メールアドレス・電話番号)を明記すること

※Microsoft teams の会議情報は、後日③で記載されたメールアドレスにメールにて連絡する

## 6. 募集事業所および募集事業所数

福井県内で介護保険法上の指定または許可を受けた事業所について、運営法人が異なる2事業所程度を募集する。

## 7. 応募資格

6に定める事業所を運営し、かつ2に定める事業内容を実施できること。

## 8. 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類正本1部を郵送または電子メールにて提出すること。

なお、申請に必要な経費は申請者の負担とし、申請書類は返却しない。

- (1) モデル事業所選定申請書等様式類
  - ア モデル事業所選定申請書（様式1）
  - イ 申請理由書（様式2）
- (2) 事業所概要
  - ア 法人定款
  - イ 直近2か年の法人決算書の写し
  - ウ その他（組織図、パンフレット等）
- (3) 提出期限 令和5年7月26日（水）17時必着
- (4) 提出方法 電子メール、または郵送
- (5) 提出先

福井県 健康福祉部長寿福祉課 介護サービス グループ  
〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1  
e-mail : [hokaisei@pref.fukui.lg.jp](mailto:hokaisei@pref.fukui.lg.jp)  
TEL : 0776-20-0332

## 9. 選考方法

モデル事業所の選定に当たっては、8の提出書類をもとに、主に以下の事項について確認する。選定結果については、すべての応募者に書面で通知する。なお、選定結果に関する問い合わせには応じかねるため、あらかじめ留意すること。

- ① 複数事業所連携に対する理解
  - 複数事業所連携の背景やメリット・必要性を理解しているか
  - 目指すべき複数事業所連携の在り方を理解しているか
- ② 連携内容と想定される効果の明確化
  - モデル事業所として選定された場合、実施する連携内容とその効果の仮説が設定できているか
  - 効果を検証するための KPI が想定でき、連携前もある程度データを取得・整理できているか
- ③ 連携における諸条件の整理
  - モデル事業所として選定された場合、想定している連携内容に関する諸条件（人材採用連携における採用方針や物資調達連携における既存物資の契約条件等）が整理されているか
- ④ モデル事業の実施体制
  - モデル事業を進める上で、十分な体制が整備できているか
  - モデル事業を進める上で、職員の合意形成ができているか
- ⑤ 発信力

- 適正な運営をしており、他の事業者の模範となる事業所であると認められるか

## 10. 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととする。また、モデル事業所として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、または該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請および事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 11. その他

- (1) 当事業により発生する費用は申請者の自己負担とする。
- (2) 申請書は、本事業のモデル事業所の選定以外の目的に使用しない。ただし、福井県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (3) 提出期限を過ぎて提出された申請書は無効とする。また、提出後の差替えおよび再提出は認めない。ただし、県の指示による場合はこの限りでない。

## 12. 問合せ先

株式会社日本総合研究所 担当：長谷川、板花

e-mail : [200010-fukui-kaigojinzai@ml.jri.co.jp](mailto:200010-fukui-kaigojinzai@ml.jri.co.jp)

## 13. 個人情報の取扱い

福井県は、申請者の個人情報について、説明会の運営を行うに当たっての出欠管理及び当日の諸連絡等を目的として利用します。また、福井県は、申請者の個人情報の取扱いを株式会社日本総合研究所に委託します。